内閣総理大臣 菅 直人 殿 内閣府特命担当大臣 蓮 舫 殿 消費者庁長官 福嶋 浩彦 殿 消費者委員会委員長 松本 恒雄 殿 独立行政法人国民生活センター理事長 野々山 宏 殿

> 内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 髙 嶌 英 弘(京都産業大学法務研究科教授) 〒604-0847京都市中京区鳥丸通二条下ル秋野々 町529番地ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920
FAX 075-251-1003
(担当) 理事・事務局長 長野浩三(弁護士)

独立行政法人国民生活センターのあり方及びその検討についての意見書

第1 意見の趣旨

- 1. 独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。) のあり方については、国民生活センターのもつ重要な機能の有機的一体性 を損なうことがないようにされたい。
- 2. 国民生活センターのあり方を検討するにあたっては、「国民生活センター」の名称を必ず存続させていただきたい。
- 3. 国民生活センターのあり方を検討するにあたっては、消費者行政強化の 全体像が明らかにされ、その中での国民生活センターの機能の位置づけが 検討されるべきである。

第2 意見の理由

1. タスクフォースでの検討 消費者庁は、平成22年12月7日閣議決定の「独立行政法人の事務・事 業の見直しの基本方針」を受け、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)を設置し検討を行っている。

この中では「仕分け」的発想のもとに国民生活センターの持つ重要な機能について個別に切り離して議論がされているようにも思える。後述のとおり、国民生活センターの各事業は、有機的一体性をもって機能し、消費者被害の防止・回復にとって極めて重要な役割を果たしている。これを安易に仕分け的な発想に基づいて事業の分断、整理がなされると、消費者行政が弱体化し、消費者被害の防止・回復にとって取り返しのつかない事態を招くおそれが高い。

当ネットワークは、適格消費者団体として消費者被害の防止・回復に尽力している。その中で国民生活センターの上記の重要な役割を十分認識しているものであり、その重要な役割が失われる可能性について憂慮する。そこで、国民生活センターのあり方及びその検討について以下のとおり意見を述べる。

2. 国民生活センターの機能の有機的一体性

国民生活センターは、①相談、②相談情報の収集・分析・提供、③商品テスト、④広報・普及啓発、⑤研修、⑥ADRの各事業を行っており、消費者被害の回復・防止に重要な役割を果たしている。

これらの国民生活センターの各事業は、たとえば相談事業から得られた情報を分析し、必要な場合には商品テストを実施し、これらから得られた情報をもとに危険情報を発信し、これらを研修に生かし、ADRでもこれらの情報を活用する等、事業ごとの機能を有するだけでなく、有機的一体性をもって機能することにより、消費者被害の防止・回復に重要な役割を果たしている。特に国民生活センターが行っている直接相談は、同センターが消費者被害の防止・回復の機能を果たす中心的機関としてのセンサー機能を維持するために欠くことができないものであるので、これを廃止することは絶対にやめていただきたい。

これらの国民生活センターの機能は有機的一体性をもってますます強 化すべきものであり、仕分け的発想によって分断、整理すべきものでは ない。

3. 「国民生活センター」の名称

シンクタンクの研究でも「国民生活センター」の名称は国民の間に浸透しており、消費者被害の防止・回復にとって重要な役割を担ってきたことが認識されている。この名称を廃止することがあってはならない。

4. 消費者行政強化の全体像のもとで国民生活センターの機能の位置づけを検討する必要

平成21年9月に消費者行政の司令塔として消費者庁が創設され、消費者 行政に消費者の意見を届け、消費者行政全般をチェックする機関として消費 者委員会が創設された。

このように消費者行政の組織が再編され、ますます消費者行政を強化していくべき現在、消費者行政全体をどのように強化していくかの全体像が明らかにされ、そのもとで国民生活センターの機能の位置づけも検討される必要がある。

しかし、現在行われているタスクフォースでの議論では、消費者行政の強 化はいわれているが何ら具体的な全体像は示されていない。むしろその議論 の中身は、いわゆる「仕分け」的発想に基づくものとなっている。

真に消費者行政を強化するためには、まず、消費者被害の現状を分析し、これを防止・回復するための機関として、国民生活センター、消費者庁、地方消費者行政等が担っている機能を踏まえ、具体的にどのように消費者行政を強化していくかという全体像が明らかにされ、その全体像のもとで国民生活センターの機能がどうあるべきかを検討する必要がある。その際、上記のとおり、国民生活センターの事業の有機的一体性を損なうことがないようにすることが必要である。

この視点を踏まえた上で国民生活センターのあり方の検討がなされるべきである。

以上